

「心の隙間につけこんだ

悪質な出会い系サイトにご注意ください」

【相談事例】

携帯電話に女性からメールがあり、あるサイトに誘導され、登録することになった。その後、女性の父親も話に加わることになり、「娘の相手をしてくれたら、報酬を渡すので受け取る手続きをしてほしい」と言われた。

報酬を受け取るには、そのサイトでポイントを購入しないといけないので、コンビニから電子マネーで支払ったが、手続きが完了せず、さらにサイト側からポイントの購入を求められている。生活費がなくなったので困っている。【70歳代 男性】



心あたりのないメール
などは削除しましょう

このような悪質な出会い系サイトの場合、サイト内で次々とポイントの購入を促され、気が付くと、高額な支払額となってしまいます。

そして、支払ってしまった現金や電子マネーは取り戻すことができない場合がほとんどです。

【被害に遭わないためのポイント】

- ・ 心当たりのないメールで「会いたい」や「お金をあげる」と書かれていても、返信せず、すぐに削除しましょう。
- ・ メールで誘導されたサイトに氏名や住所などの個人情報を入力したり、登録したりしないようにしましょう。

不安に思うようなことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

メインキャラクターエルちゃん



伝え
支え
助け
見守り

消費生活
相談窓口